

自立相談支援事業のあり方について

検討の視点と資料構成

論点整理検討会第1回において示された議論の視点

・自立相談支援機関の在り方について

- 新型コロナウイルス流行下で顕在化した支援対象者への相談支援、急迫した現物ニーズへの対応、関係機関との連携等、自立相談窓口の機能強化について

論点整理検討会第1回における主な意見について

- 相談者が急増し、相談者像が変化する中で、困窮者を伴走型で支援していくという制度本来の役割が果たせるようになる必要があるのではないか。（勝部委員、生水委員、立岡委員、宮本委員）
- フードバンクの活動についてヒアリングを行うべきではないか。（立岡委員）
- 制度、支援者目線で支えるだけでなく、地域の方が相互に「気にかける」という関係性の理解促進や、SOSを発する方法、出されたSOSへの対応の方法を学ぶ場が必要ではないか。（池田委員）
- コロナ禍で顕在化した、困窮した外国人への対応（就労、住宅）について議論すべきではないか。（勝部委員、駒村委員、田辺委員）

今回の資料の構成

1. 新型コロナウイルス前後での自立相談支援機関の相談者像・支援ニーズについて P.2～6
2. 新型コロナウイルス前後での関係機関との連携の状況 P.7～9
3. 自立相談支援における居場所・ICT活用の状況 P.10～13
4. 前回制度改正以降の動き（利用勧奨、支援会議、委託の在り方含む支援体制の確保） P.14～29
5. 自立相談支援事業のあり方に関する検討の視点 P.30～32

1. 新型コロナウイルス前後での自立相談支援 機関の相談者像・支援ニーズについて

【データに関する留意事項】

※ 生活困窮者自立支援統計システム [抽出時点：2021年9月3日]

○ 新型コロナの影響による申請・相談等の急増に伴い、以下の通りシステムへの入力を簡素化しているため、全ての新規相談が入力されているものではないことに留意。

- ・ 緊急小口資金等の特例貸付については、自立相談支援事業等による支援を実施し、相談受付・申込票により利用申込をする場合のみ入力。
- ・ 住居確保給付金の支給のみでプラン作成をしない場合は入力不要とし、自立相談支援事業による継続的な支援や、その他の任意事業等を活用する場合のみ入力。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体（906自治体）に調査票を送付し、速報値として478件（都道府県26、政令指定都市10、特別区9、中核市38、一般市377、町村18）の回答を集計（回収率：52.8%）。

※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

- ・ 福祉事務所設置自治体等（907自治体）に調査票を送付し、546件（都道府県39、基礎自治体507）の回答を集計（回収率：都道府県83.0%、基礎自治体59.0%）
- ・ 福祉事務所未設置自治体（町村881ヵ所）に調査票を送付し、451件の回答を集計（回収率：51.2%）。

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（相談者の属性）

- 相談件数の増加については9割以上の自治体が「よくあてはまる」又は「ややあてはまる」と回答しており、特に「解雇・雇い止め等による非正規労働者」や「個人事業主」が増えたと感じている自治体が8割を超えている。他にも、6割以上の自治体が、就労支援が必要な人、家計や住まいに課題がある人、高齢困窮者、若年層、外国籍の人からの相談が増えたと感じている。

	よくあてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	全くあてはまらない
相談件数が増えた	83.6%	8.5%	5.5%	1.4%
相談件数が減った	0.0%	1.0%	8.7%	88.2%
就労支援が必要な人からの相談が増えた	41.8%	37.3%	16.6%	2.6%
解雇・雇い止め等による非正規雇用労働者からの相談が増えた	52.1%	32.5%	11.8%	2.0%
勤務所得を補てんするための職業紹介の相談が増えた	16.0%	34.9%	37.5%	9.3%
家計に課題（多重債務等を含む）のある人からの相談が増えた	26.2%	38.5%	31.0%	2.4%
住まいに課題のある人からの相談が増えた	39.8%	37.7%	17.2%	3.6%
高齢困窮者からの相談が増えた	21.5%	37.5%	33.5%	5.9%
地域のひきこもりに関する課題（8050等）が顕在化した	5.5%	24.7%	52.7%	15.4%
ひとり親家庭・貧困世帯の子どもに関する課題が顕在化した	12.4%	36.1%	38.9%	10.8%
若年層からの相談が増えた	28.4%	45.4%	21.7%	3.0%
学生からの相談が増えた	11.6%	16.2%	32.0%	37.9%
個人事業主からの相談が増えた	53.3%	31.6%	9.1%	4.5%
外国籍の人からの相談が増えた	45.2%	21.3%	11.6%	19.9%
相談者の数・状態像ともに変化はない	2.0%	4.3%	13.6%	78.3%

※ 赤色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が8割以上、黄色：「よくあてはまる」と「ややあてはまる」の合計が6割以上。 n=507（基礎自治体）

※ 令和2年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）

自立相談を利用する相談者のこれまでの相談歴の変化

- プラン作成者におけるこれまでの相談歴をみると、コロナ前後で「就労関係機関」、「生活・金銭支援関係機関」、「その他」が増加している。
- 具体的にみると、「社会福祉協議会」、「家計改善支援機関」、「食糧支援関係団体」、「外国人支援団体・相談窓口」、「家族・親族・その他キーパーソン」など行政以外の相談歴の件数が増加している。

プラン作成者におけるこれまでの相談歴

	2020年1月 (n=3032)	2021年1月 (n=4245)
就労関係機関 (ハローワーク、地域若者サポートステーション等)	4.9%	15.6%
医療機関 (病院、無料低額診療実施機関等)	2.0%	5.8%
障害者関係機関 (基幹相談支援センター、精神保健福祉センター等)	2.9%	6.5%
高齢者関係機関 (地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等)	4.3%	4.4%
子ども・DV関係機関 (行政の子ども家庭担当部署、学校等)	4.3%	6.2%
生活保護関係機関 (福祉事務所、支援機関等)	17.3%	20.8%
警察	0.2%	0.9%
更生保護関係機関 (更生保護施設、地域生活定着支援センター等)	0.1%	0.2%
生活・金銭支援関係機関	5.3%	55.3%
住まい支援関係機関 (居住支援協議会、不動産・保証関係会社等)	0.0%	1.6%
その他	8.7%	15.9%

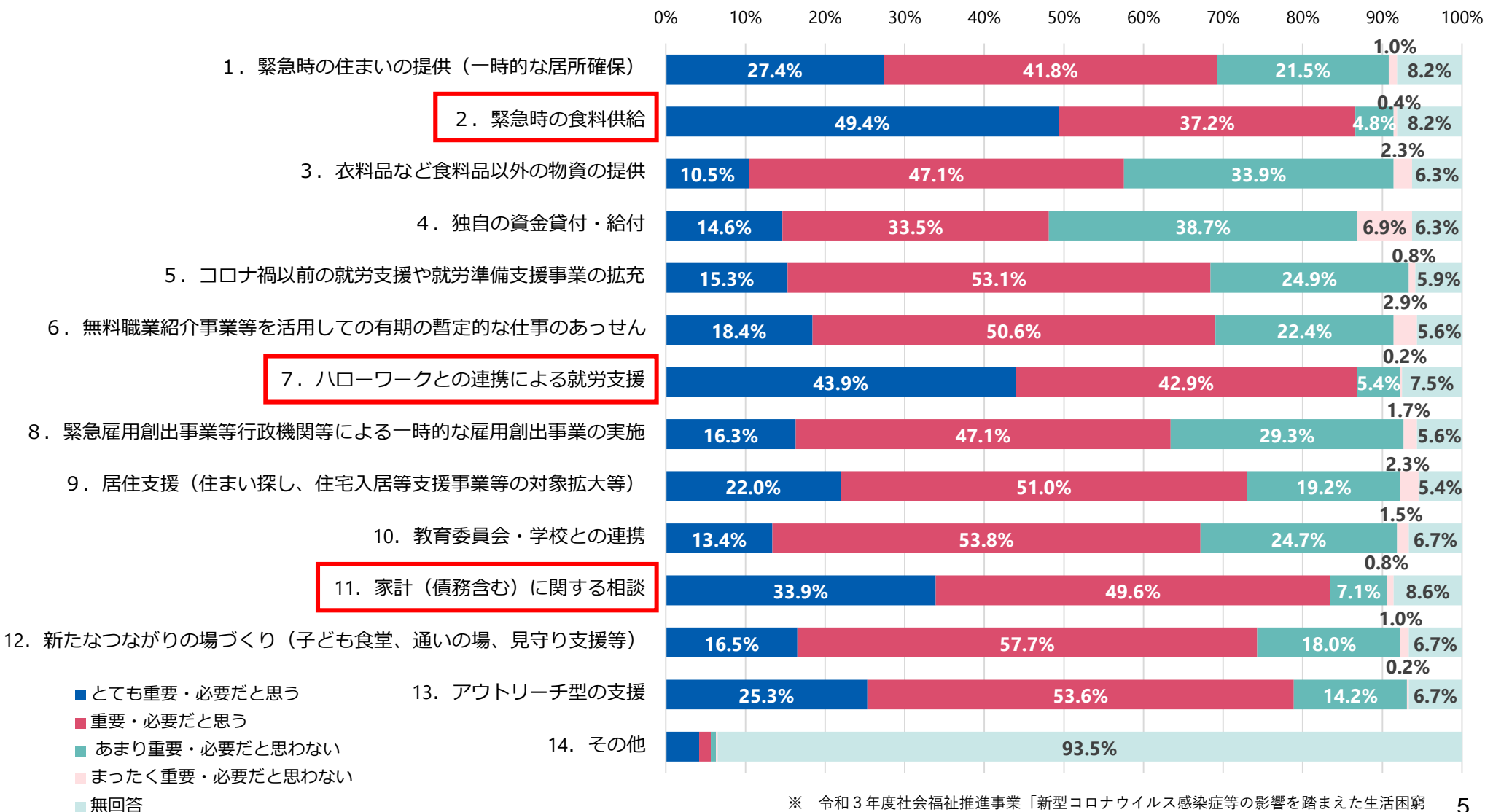
①生活・金銭支援関係機関の件数内訳	2020年1月	2021年1月
行政の税担当部署	41	97
行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む)	26	44
社会保険労務士	0	1
家計改善支援機関	5	52
食糧支援関係団体(フードバンク等)	3	32
小口貸付(生活福祉資金除く)	51	477
社会福祉協議会(生活福祉資金)	10	1486
社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)	1	77
成年後見人制度の支援機関	6	4
法テラス・弁護士・司法書士	13	64
消費生活センター・消費生活相談窓口等	6	14

②その他の件数内訳	2020年1月	2021年1月
他地域の生活困窮者自立相談支援機関	4	29
民生委員・児童委員	20	35
外国人支援団体・相談窓口	0	21
ひきこもり支援機関	2	18
NPO・ボランティア団体	16	23
商店街・商工会等経済団体	0	4
町内会・自治会、福祉委員、近隣住民	8	4
ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道)	0	6
保健所(動物・ペットの多頭飼育等)	0	0
社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外)	6	106
その他行政の担当部署	140	128
家族・親族・その他キーパーソン	3	49
その他	66	252

※ (左表) 赤色：2020年1月から2021年1月にかけて5%以上増加している項目、(右表) 黄色：2020年1月から2021年1月にかけて10倍以上件数が増加している項目
 ※ 生活困窮者自立支援統計システムより抽出

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した支援ニーズ①

○ 「緊急時の食料供給」「ハローワークとの連携による就労支援」「家計に関する相談」については、8割以上の自治体が、重要・必要であると回答している。



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

新型コロナウイルス感染症の影響により顕在化した支援ニーズ②

- 「緊急時の食料提供」、「衣料品など食料品以外の物資の提供」、「独自の資金貸付・給付」では、連携先機関として社会福祉協議会の割合が高い。また、「緊急時の食料提供」は、NPO法人との連携も比較的多くみられる。
- 「新たなつながりの場づくり」では、連携先機関としてNPO法人の割合が高い。また、「その他」の割合が高くなっており、ボランティア団体や地域住民、子ども食堂、大学等の地域資源が挙げられている。

コロナの影響により顕在化した支援ニーズに対する取組状況

	自治体／自立相談支援機関のみで実施	他機関・団体等連携して実施	無回答	合計	連携している機関（複数回答）				
					社会福祉協議会	社会福祉法人（社協以外）	NPO法人	その他	全体
①緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）	68	45	0	113	17.8%	13.3%	31.1%	64.4%	100.0%
②緊急時の食料提供	58	244	1	303	65.2%	13.1%	39.3%	25.0%	100.0%
③衣料品など食料品以外の物資の提供	37	63	2	102	79.4%	23.8%	22.2%	27.0%	100.0%
④独自の資金貸付・給付	41	43	0	84	83.7%	9.3%	2.3%	20.9%	100.0%
⑤コロナ禍以前の就労支援や就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムのアップデート等）	17	27	3	47	55.6%	29.6%	29.6%	40.7%	100.0%
⑥無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）	18	11	0	29	54.5%	18.2%	27.3%	72.7%	100.0%
⑦ハローワークとの連携による就労支援	60	147	7	214	11.6%	2.0%	4.8%	85.0%	100.0%
⑧緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施	6	0	1	7	-	-	-	-	-
⑨居住支援等の対象拡大、自治体による住宅確保	21	26	1	48	26.9%	11.5%	26.9%	53.8%	100.0%
⑩教育委員会・学校との連携	23	23	1	47	17.4%	8.7%	21.7%	78.3%	100.0%
⑪家計（債務含む）に関する相談	109	77	7	193	57.1%	5.2%	2.6%	46.8%	100.0%
⑫新たなつながりの場づくり	6	44	0	50	43.2%	20.5%	50.0%	59.1%	100.0%
⑬アウトリーチ型の支援	44	38	3	85	55.3%	23.7%	23.7%	36.8%	100.0%
⑭その他	3	11	0	14	45.5%	0.0%	18.2%	36.4%	100.0%

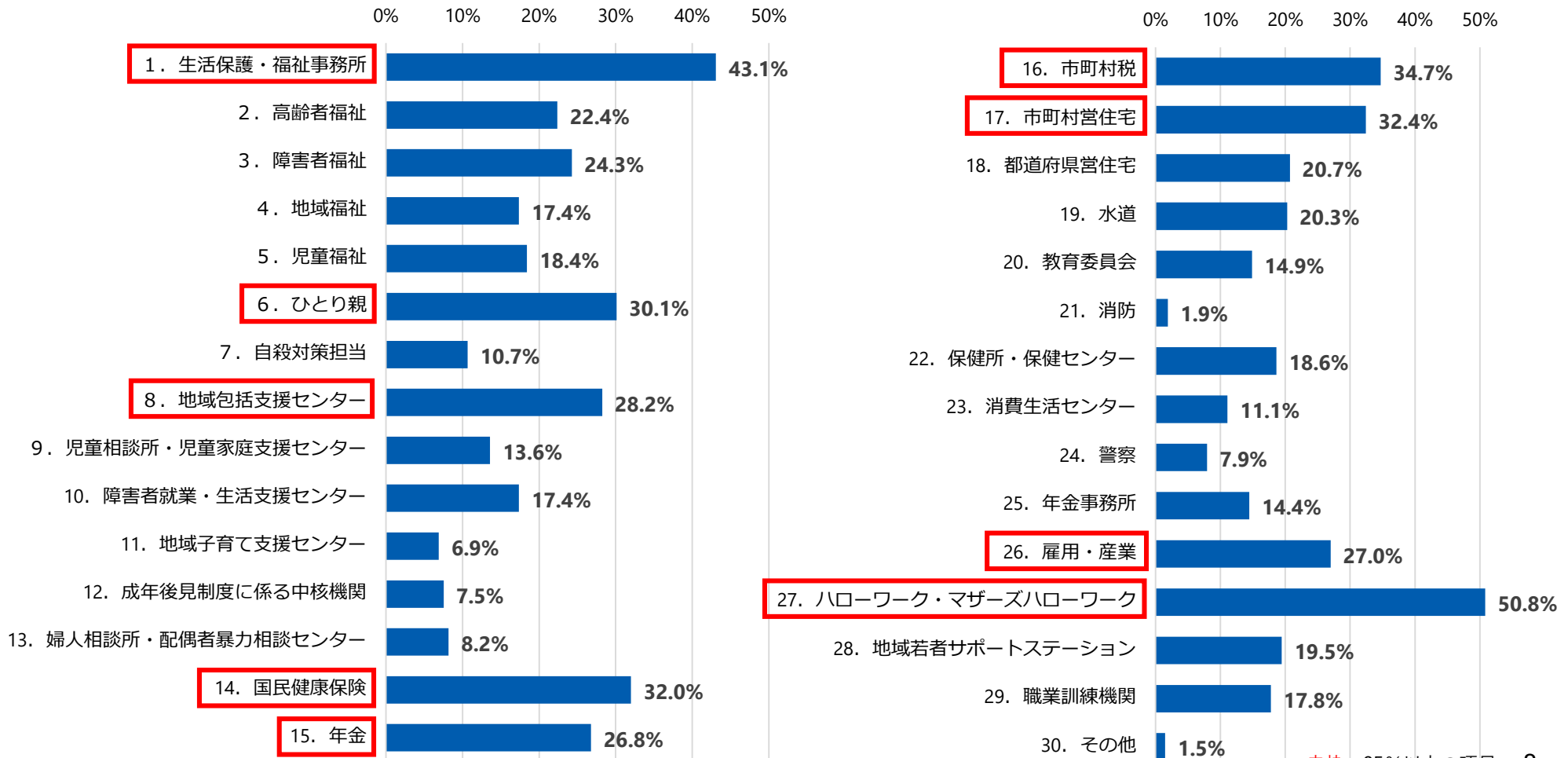
2. 新型コロナウイルス前後での関係機関との 連携の状況

新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について①

- 生活保護・福祉事務所やハローワークとの連携強化が多いものの、その他にもひとり親、地域包括支援センター、税・保険部局、市町村営住宅、雇用・産業など、幅広い分野で新たに連携強化が図られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

行政機関

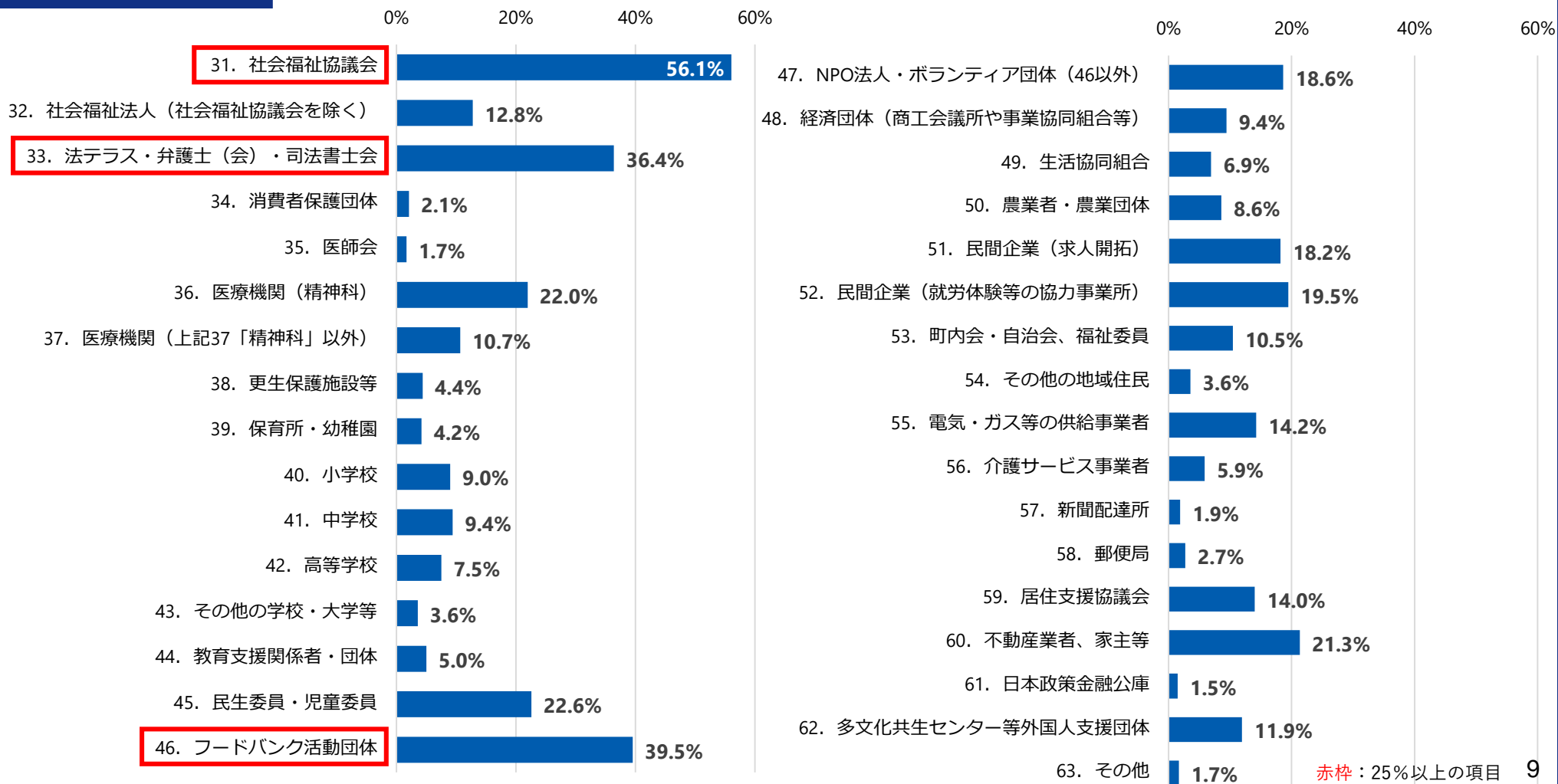


新型コロナの影響により新たに連携を強化した機関・分野について②

○ 社会福祉協議会に加え、法テラス・弁護士等、フードバンク活動団体と新たに連携を強化した自治体が3割以上見られた。

※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査速報値（北海道総合研究調査会）

行政機関以外



3. 自立相談支援における居場所・ICT活用 の状況

自立相談支援機関と他機関が連携した居場所づくりの取組事例

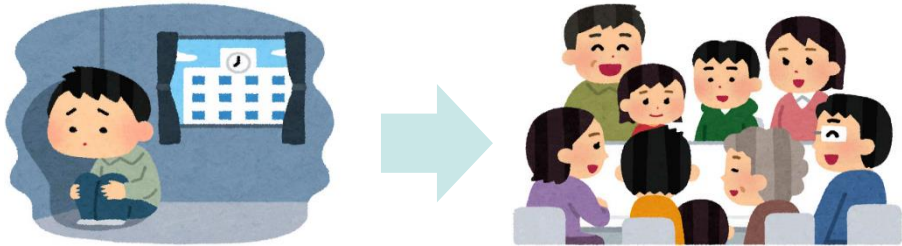
- 自立相談支援機関や関係者などが連携し、地域住民が広く集い、交流することができる場づくりの取組が広まってきている。

他機関と連携した取組

京都府京丹後市 社会的孤立者支援拠点施設

- 閉鎖された保育所を活用し、社会的に孤立している人をサポートする目的で、拠点施設「黒部の居場所『ひまわり』」を平成28年1月にオープン。
- 拠点施設では、ひきこもりなどで外に出ることに慣れていない人を対象とした社会参加支援のほか、労働者協同組合と連携した就労体験による居場所づくり事業等を実施し、自立相談支援機関が利用につなげている。
- 地域住民を対象としたイベントを定期的を開催することで、多世代交流イベント等を通じた地域との繋がりや、1次産業等の地域資源を活用した都市農村交流を行うなど、支えあい、助け合う地域づくりに取り組んでいる。

※令和2年度実績
社会参加支援：4人 就労体験：18人 施設利用者約1,000人



高知県宿毛市 あったかファーム

- 自立相談支援機関のある建物敷地内のスペースに、地元企業や関係団体の協力のもと、農場（あったかファーム）を設置。
- ひきこもりの方が農作業を行うのみならず、高齢者による農場指導や近隣高校による農場管理など、様々な主体の居場所・交流の場として機能している。
- 10年以上、医療受診を拒否していたひきこもりの利用者が、参加者とのやりとりのなかで、令和3年10月に受診を承諾し、健康状態がよくなってきたという事例があがっている。



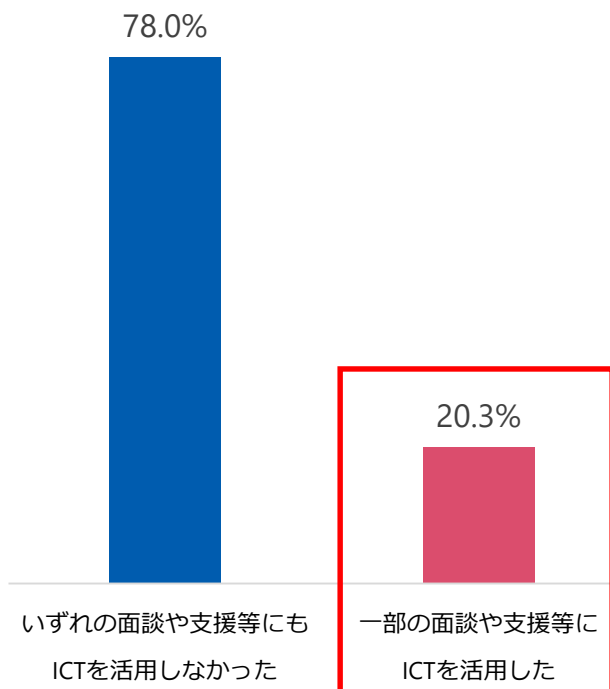
宮城県栗原市 住職による居場所づくりカフェ

- 自殺防止、悩み相談を目的として、自立相談支援機関が、地域のお寺の住職と共に、家以外の居場所作りのカフェを開催。
- 自殺対策を主眼に置いた「栗原市いのちを守る総合対策計画」を策定し、自立相談支援機関の他、多重債務や健康等の専門相談との連携体制の構築や情報発信を行うことで、経済的困窮や社会的孤立の防止に取り組んでいる。

自立相談支援事業におけるICTを活用したオンライン相談

- ICTを活用したオンライン相談の実施割合は約2割に留まっており、利用しなかった理由では設備、機器がなかったことが最も高い。
- ICT利用のメリットとしては、『対面に抵抗感がある人の相談がしやすくなった』や『移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施できる』という割合が高い一方、デメリットとして、『対象者の心身の状況や生活実態の把握がしづらい』という割合が高い。

ICTの活用状況



ICTを活用しなかった理由	
該当するケースがなかった	34.6%
対面で実施すべきと判断した	37.8%
オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない	22.5%
オンラインで実施するための設備、機器がなかった	45.8%
オンラインで実施するための方法がわからなかった。機器の取扱ができなかった。	11.5%
その他	6.2%

ICTを活用した理由			
メリット		デメリット	
潜在的な相談ニーズが顕在化しやすかった	15.3%	対象者の生活実態が把握しづらい	63.3%
対面に抵抗感がある人の相談がしやすくなった	57.1%	対象者の心身の状況が把握しづらい	65.3%
気軽にコミュニケーションをとれるようになった	23.5%	インターネットの接続不良による中断等の理由で、相談が円滑に進まない	7.1%
対象者の特性上、オンラインによる相談の方が継続しやすい	16.3%	機材が不足しているため、多くの相談ができない	13.3%
移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる	52.0%	その他	15.3%
その他	21.4%	特になし	7.1%
特になし	1.0%		

生活困窮者自立支援制度における令和4年度概算要求の概要

生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 674億円＋事項要求(555億円)

生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備や子どもの学習・生活支援の充実を図るとともに、民間団体独自の支援との連携・ICTの活用等による生活困窮者自立支援の体制・機能強化を図る。

また、休業等に伴う収入減少により、生活に困窮し、住居を失った又は失うおそれが生じている方に対し、アパート等への入居支援や定着支援、住居確保給付金の支給を行うほか、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

<主な充実内容>

① 生活困窮者自立支援制度の各種事業の安定的な体制整備

自立相談支援事業における相談件数の増加や、特例貸付利用者に対する継続的な支援の必要性など、コロナ禍を契機とした支援ニーズの増大に対応できるよう、就労準備支援事業や家計改善支援事業、一時生活支援事業等の安定的な体制整備を図る。

② 自立相談支援機関等の支援体制の強化【新規】

新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題の深刻化等、従来の支援ニーズよりも多様化している現状を踏まえ、**民間団体独自の支援との連携**や現場の職員が支援に注力するための事務処理体制の強化など、自立相談支援機関等の支援体制の強化を図る。

③ ICTの活用等による生活困窮者自立支援等の機能強化【新規】

各種事業や関係機関担当者の連携やオンライン相談の推進等を図るため、生活困窮者支援の現場におけるICT化を促進する。

④ 居住支援の支援体制強化【新規】

住まいの確保に困窮している者や不安定居住者が増加している現状を踏まえ、住まいに関する相談体制の強化、ホームレス含めネットカフェ等で寝泊まりする不安定居住者へのアウトリーチ支援の強化、一時生活支援事業の共同実施への支援の強化など、安定した住まいの確保を推進する。

⑤ 子どもの学習・生活支援事業の充実

保護者への進路相談会の開催や子どもの体験学習など、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

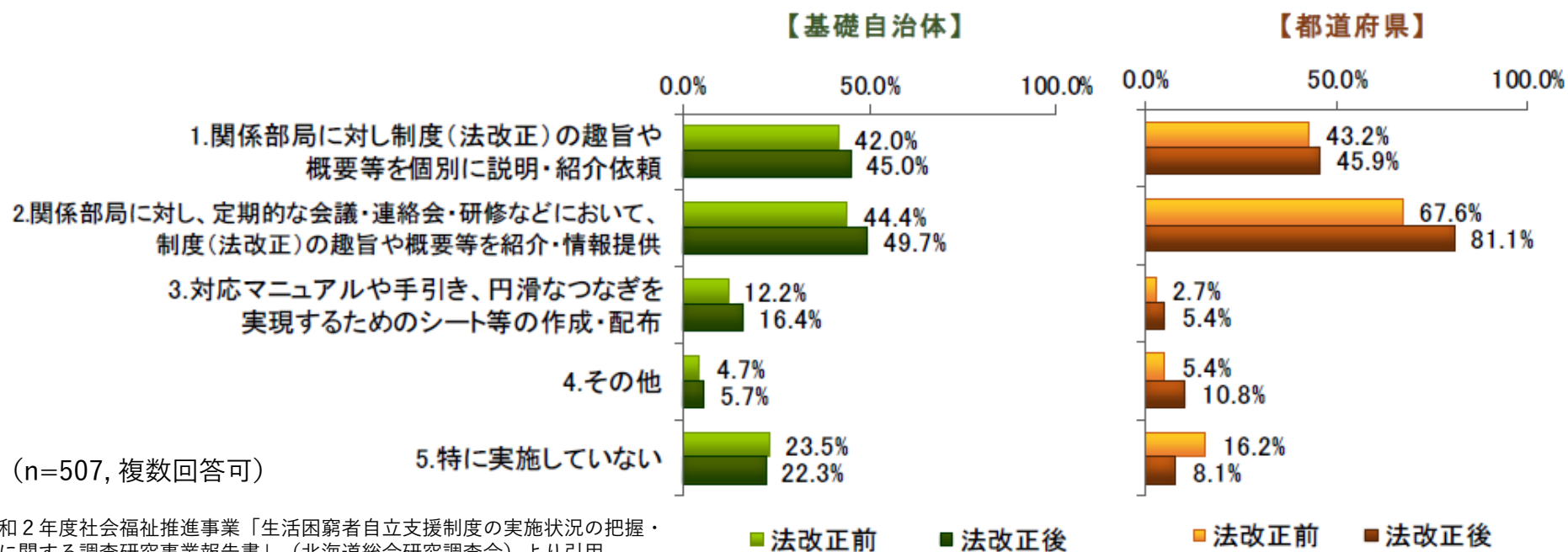
⑥ 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進【新規】

身近な地域において、地域住民による共助の取組の活性化を図り、**安心して通える居場所の確保**や地域資源を活用した連携の仕組みづくりに資するよう、生活困窮者支援等のための地域づくりを推進する。

**4. 前回制度改正以降の動き
(利用勧奨、支援会議、委託の在り方含む
支援体制の確保)**

自立相談支援事業等の「利用勧奨」の努力義務の創設に係る対応状況

- 平成30年改正において、各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）で生活困窮者を把握した場合に、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされた（第8条関係）。
- 法改正前後を比較すると、連携強化のための取組の実施が進む一方、2割以上の自治体が「特に実施していない」と回答している。



※ 令和2年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の実施状況の把握・分析等に関する調査研究事業報告書」（北海道総合研究調査会）より引用。

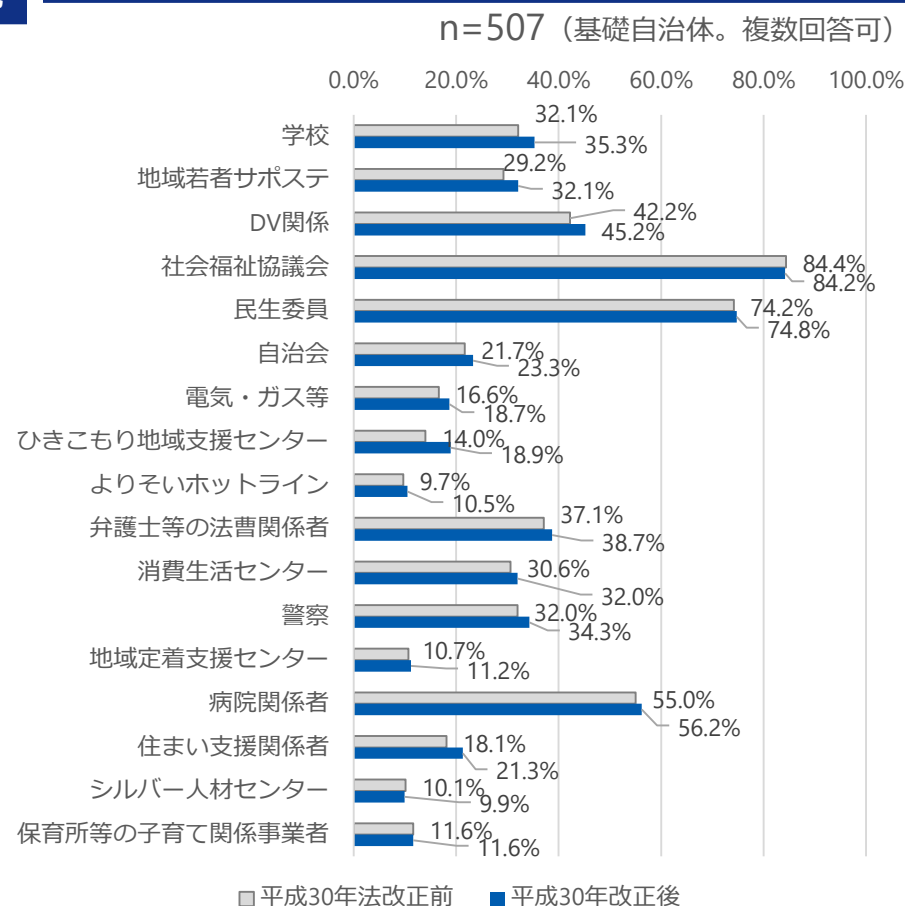
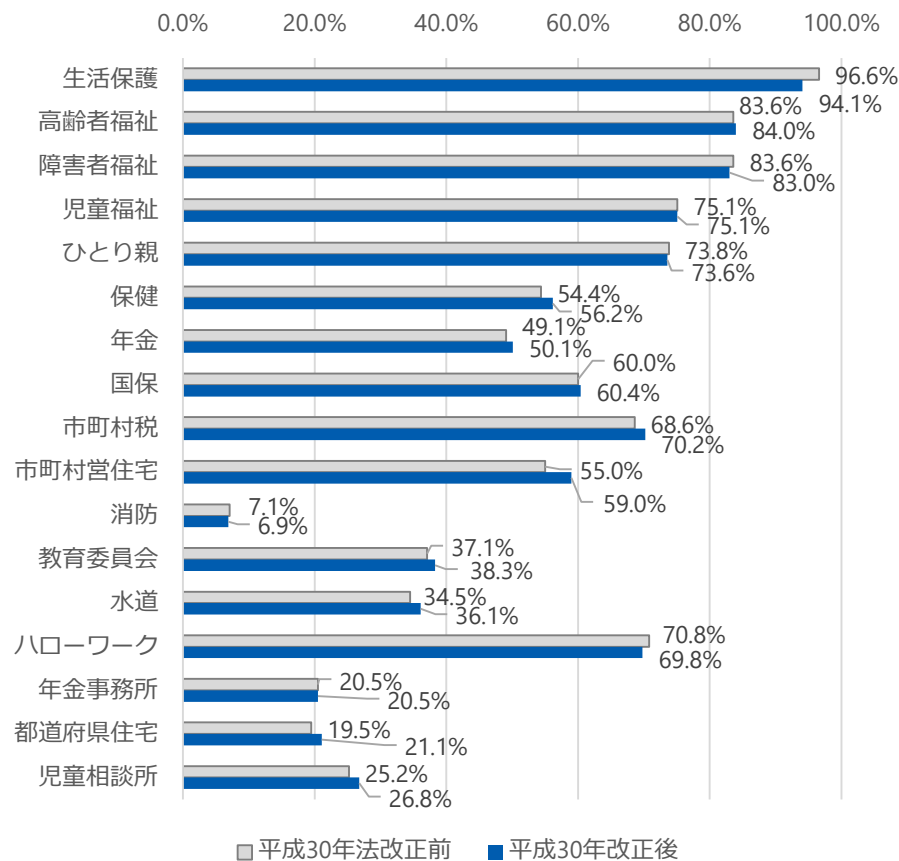
【関係部局等との連携状況】

- 基礎自治体では法改正前後で大きな差はみられないが、「ひきこもり地域支援センター」や「市町村営住宅」と連携している割合がやや高くなっていた。
- 都道府県についても、法改正前後で大きな差はみられないが、法改正後には、「市町村税」や「住まい支援関係者」と連携している割合がやや高くなっていた。

平成30年法改正前後の関係機関との連携の状況

○ 自立相談支援事業等の利用につながった実績のある関係部局の状況をみると、生活保護や社会福祉協議会等からつながった割合が高いが、平成30年法改正前後でみると概ね横ばいとなっている。

自立相談支援事業等の利用につなげた関係機関の状況



支援会議設置状況

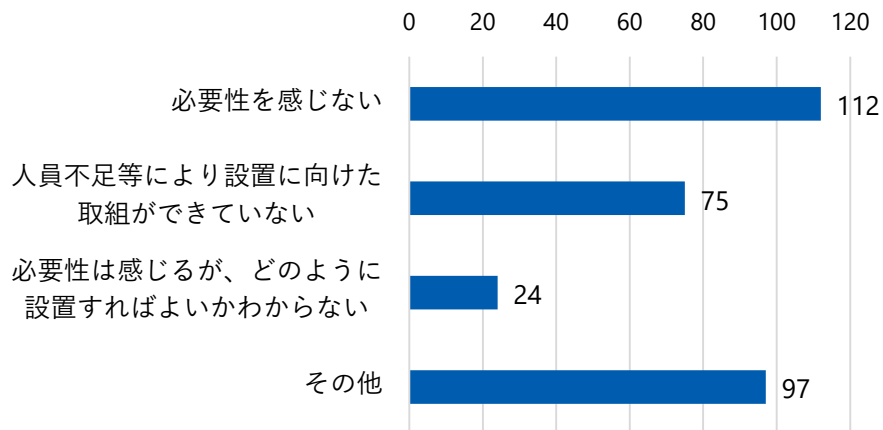
- 平成30年改正で新設された支援会議については、約3割の自治体が設置済み・設置予定ありの状況であり、効果としては、関係機関間の情報共有やそれによる役割分担の促進が挙げられている。

支援会議の設置状況（H30改正事項）

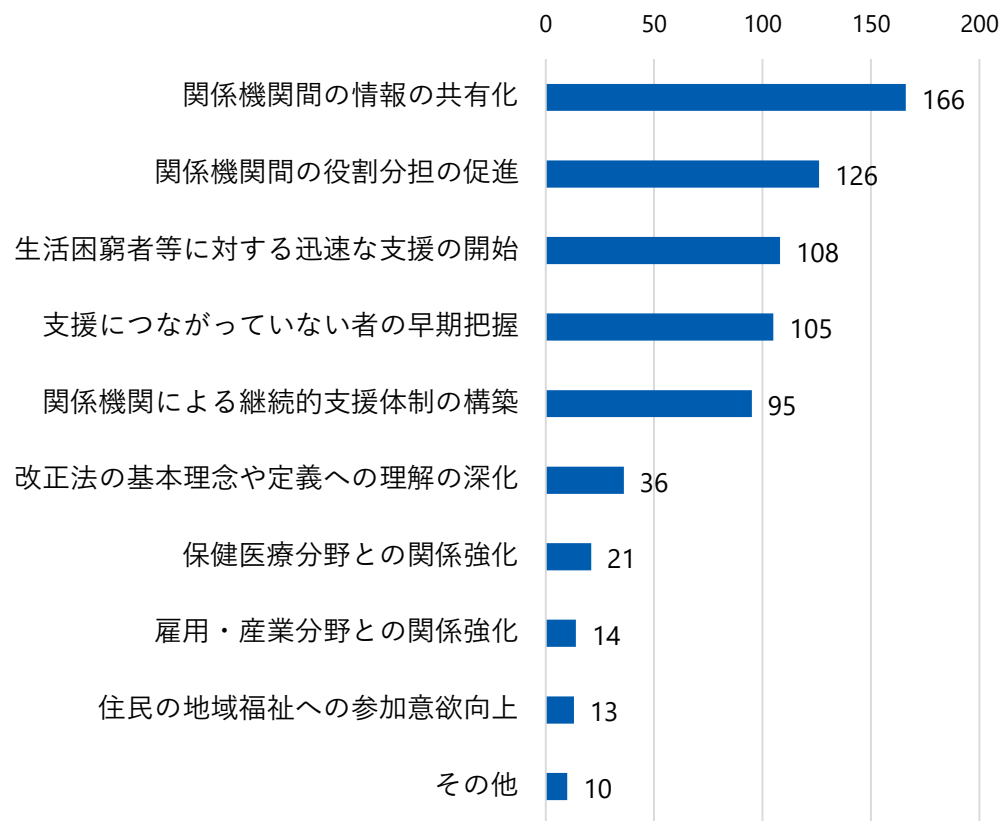
設置済み	274自治体（30.3%）
設置予定あり	87自治体（9.6%）
未設置	544自治体（60.1%）

※ 令和元年度事業実績調査

支援会議を設置しない理由



支援会議の開催による効果

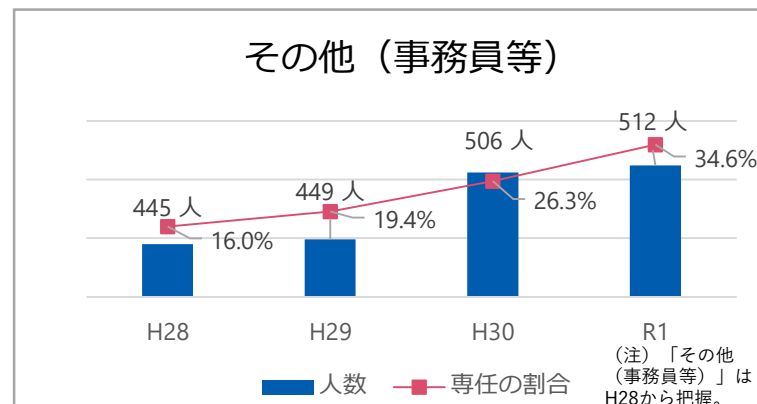
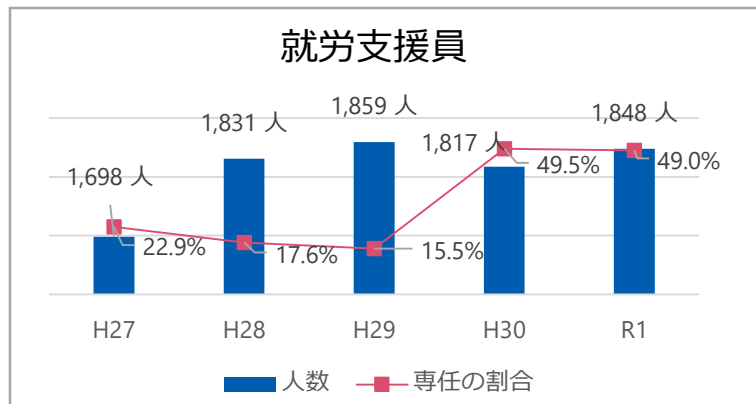
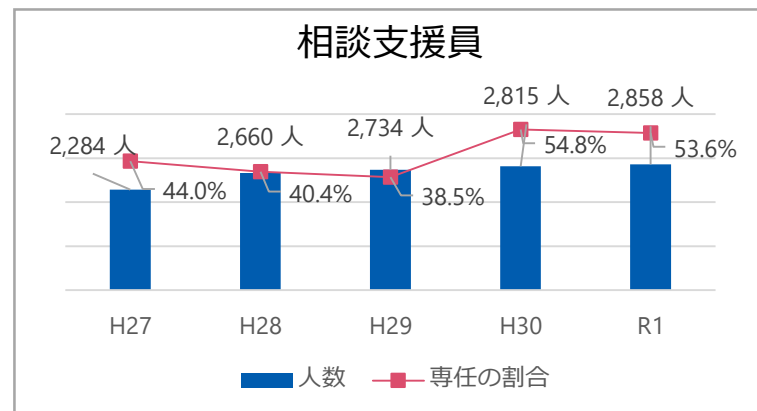
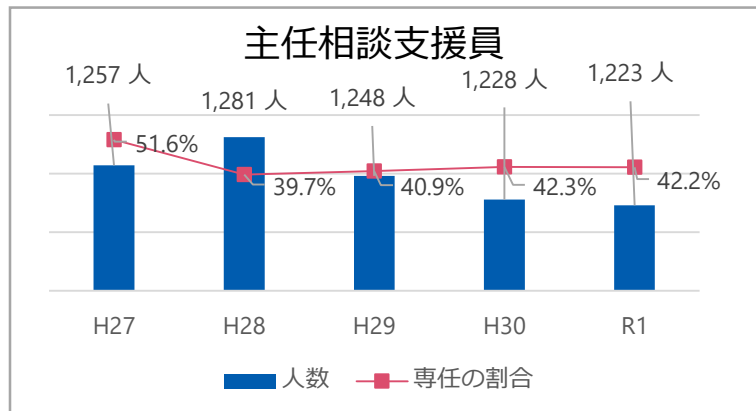


自立相談支援事業の支援員の配置状況

- 制度施行当初からの支援員の推移をみると、前回の平成30年見直し前後では各種支援員の人数は概ね横ばいとなっている。
- 足下の専任の割合をみると、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員は4割～5割となっている。また、その他（事務員等）の専任割合は上昇傾向にある。

支援員の配置状況

(注) 暫定値のため、今後変更がありえる。



人口規模別にみた自立相談支援事業における支援員の推移

- 人口10万人あたりの平均支援員数（全体）をみると、全体的に概ね増加傾向で推移している。
- 一方、足下の状況（令和元年度）をみると、人口10万人以上の自治体の支援員数は、全体平均よりも低くなっている。

人口規模別にみた自立相談支援事業における人口10万人あたりの平均支援員数（全体）

	H27	H28	H29	H30	R1
5万人未満	7.84人	7.93人	8.22人	8.26人	8.40人
5万人以上10万人未満	4.14人	4.47人	4.31人	5.25人	5.41人
10万人以上30万人未満	2.69人	3.33人	3.40人	3.35人	3.36人
30万人以上50万人未満	1.96人	2.30人	2.26人	2.39人	2.43人
50万人以上100万人未満	1.76人	1.66人	1.69人	2.11人	2.20人
100万人以上	3.59人	3.68人	3.10人	3.54人	3.17人
全体	3.14人	3.48人	3.37人	3.69人	3.68人

（注）暫定値のため、今後変更がありえる。

自立相談支援機関における各種支援員の役割

- 主な役割として「相談支援全般」のほかでみると、マネジメント職員育成、社会資源開拓、関係機関との関係づくり等の渉外業務のいずれも主任相談支援員が担う役割は大きい。
- 社会資源開拓については、制度上、主任相談支援員が担うものとされているが、他の職種と比べると大きな差は見られていない。

各種支援員の主な役割

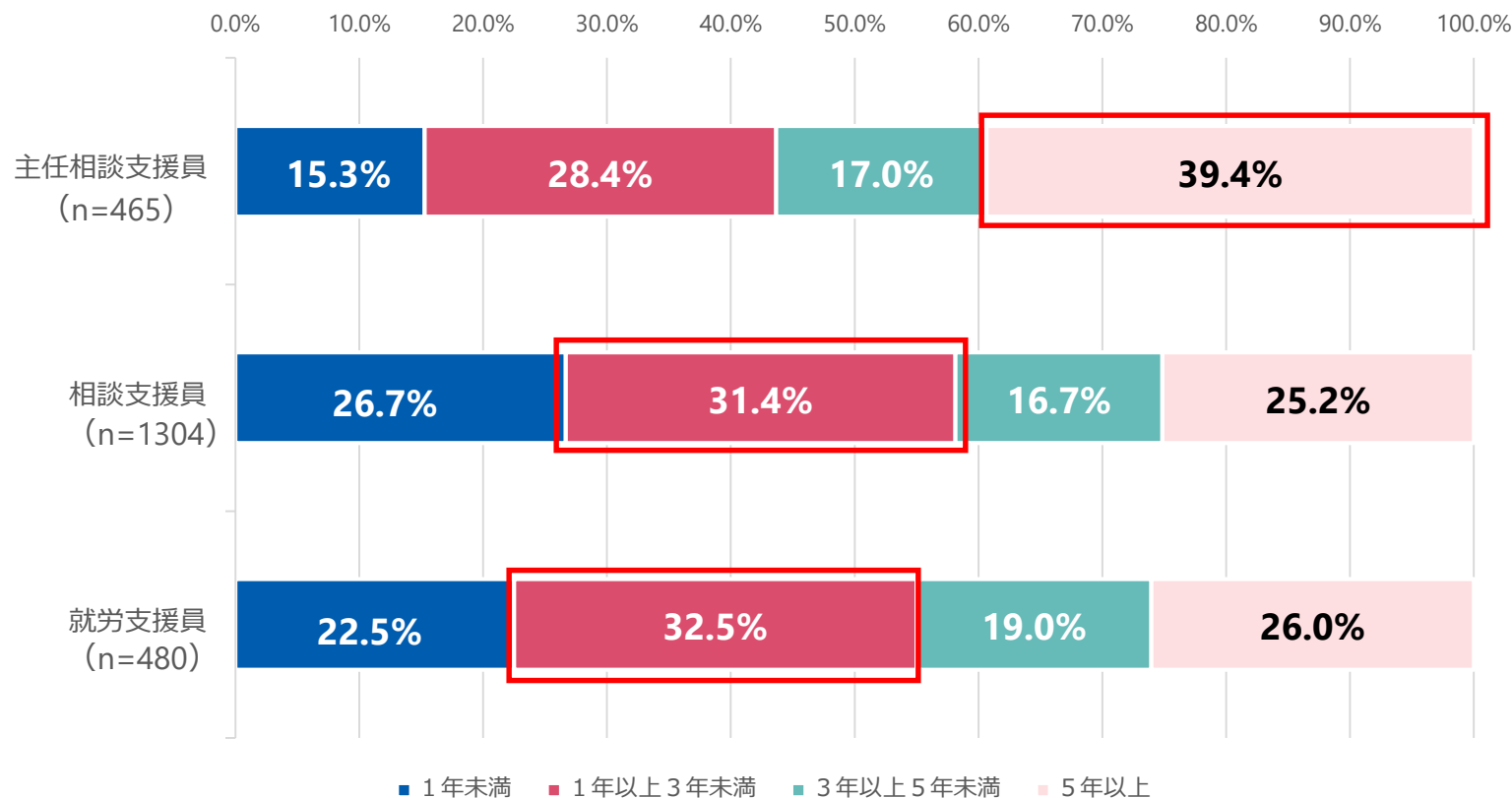
○自立相談支援機関における各種支援員が担っている役割 n=905（自治体数）

	主任相談支援員	相談支援員	就労支援員
相談支援全般	98.7%	99.4%	92.9%
相談支援業務のマネジメント職員育成	76.7%	20.8%	16.9%
社会資源開拓 (就労・参加の場の開拓等)	68.5%	48.3%	59.2%
住民への制度周知や関係機関との関係 づくり等の渉外業務	86.1%	61.9%	51.6%

自立相談支援事業における支援員の経験年数の状況

- 各種支援員の経験年数を見てみると、主任相談支援員では「5年以上」が最も高い割合となっており、相談支援員及び就労支援員は「1年以上3年未満」の割合が高い。

支援員の経験年数



自立相談支援事業における支援員の職歴の状況

- 各種支援員の職歴をしてみると、主任相談支援員及び相談支援員は「相談員・指導員（ソーシャルワーカー系職員）」の割合が高い。
- また、就労支援員は他の職種に比べて「キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント」の割合が高い。

支援員の職歴

	①相談員・指導員 (ソーシャルワーカー系職員)	②介護支援専門員(ケアマネジャー)	③介護職員・ホームヘルパー(ケアワーカー系職員)	④保育士	⑤看護師・保健師	⑥理学療法士・作業療法士(リハ系職員)	⑦事務職員	⑧社会福祉協議会職員	⑨キャリアカウンセラー・キャリアコンサルタント	⑩自治体職員	⑪その他
主任相談支援員	39.1%	12.6%	13.3%	3.2%	1.9%	0.2%	10.2%	35.9%	2.7%	24.5%	6.1%
相談支援員	41.9%	16.5%	21.8%	4.6%	4.4%	0.4%	18.3%	37.0%	6.2%	21.8%	10.6%
就労支援員	20.5%	5.4%	10.6%	1.9%	0.3%	0.0%	17.3%	20.8%	17.6%	17.9%	12.5%

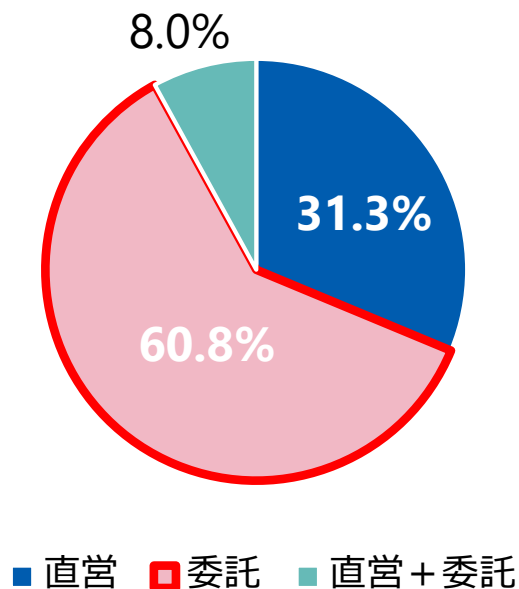
※複数回答

自立相談支援事業の運営状況

- 自立相談支援事業は、直営が3割となっており、6割は委託によって運営されている。
- 委託先の状況を見ると、社会福祉協議会が8割を占めている。

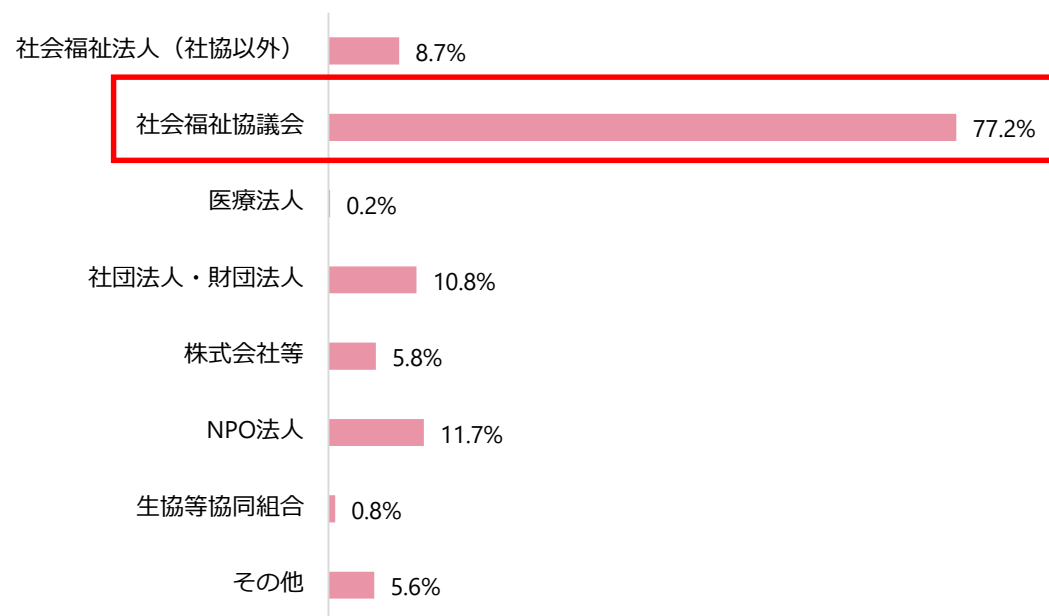
自立相談支援事業の運営方法

自立相談支援事業の運営方法



n=905

委託先の状況



(参考) 委託先の選定にあたっての留意点

- 平成30年の制度見直しにおいて、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改正し、委託の選定にあたっては、質を踏まえた選定を行うことを留意点として示したところ。

局長通知「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（令和3年2月1日第9版）（抜粋）

3 事業の実施

(2) 事業委託の方法

ウ 委託先の選定にあたっての留意点

事業の委託のあり方について、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成29年12月15日）において、

- 法に基づく事業については、多くの事業において委託を可能としている中、施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保や、質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要である。
- 法に基づく事業について、事業における支援の質や継続性の観点から、マニュアルの改正等により、自治体に対して、その委託にあたっての留意点等を示すべきである。

とされている。

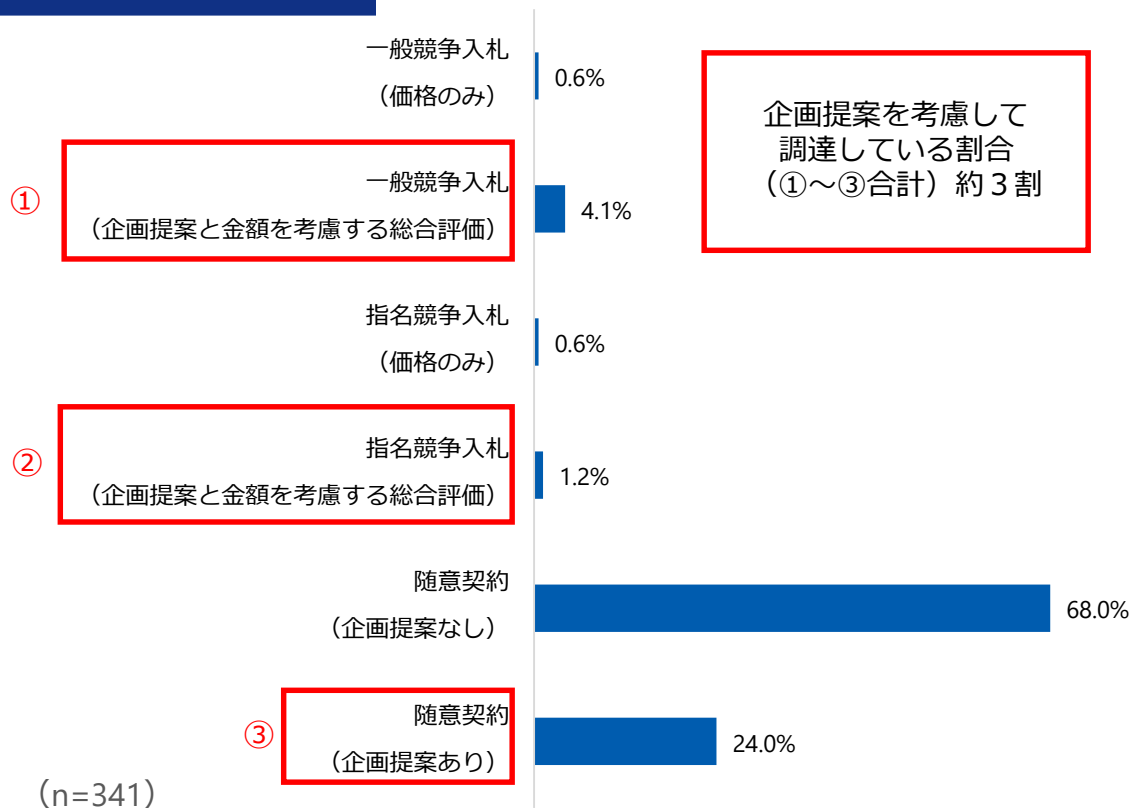
これを踏まえ、委託先の選定にあたっての留意点を以下のとおり示すので、今後の法に基づく事業の委託先の選定にあたっての仕様書及び選定方法等を作成する際の参考とされたい。

- ・ 委託先の選定等に当たっては、**事業の質の維持の観点**から、これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること
- ・ また、事業の内容に着目した選定が望ましいこと
- ・ さらに、**事業を利用する方の視点**も踏まえた選定が望ましいこと
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点**にも留意すること
- ・ また、制度の着実な実施・浸透を図っていくためには、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点**も重要であること
- ・ 委託先の選定にあたっては、**事業の内容を中心とした総合的な評価**を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切でないこと**

自立相談支援事業における委託先の選定状況

- 自立相談支援事業を委託する場合の委託先の調達方法について、企画提案を考慮して調達している割合は約29%となっている。
- 企画提案を考慮して調達している自治体において、委託先を選定する選定基準をみると、ほとんどの自治体が「事業内容に関する実績・能力」をあげている。そのほか、理念・基本方針や組織の運営管理が多く、次いで、「人材の確保・育成」、「職員の就業状況・処遇への配慮」等の職員の質に係る項目もあげられている。
- なお、「随意契約（企画提案なし）」を行う自治体の中には、事業の実施可能な団体が地域内で限定されるために、その調達方法を採用している場合があることに留意が必要。

委託先の調達方法



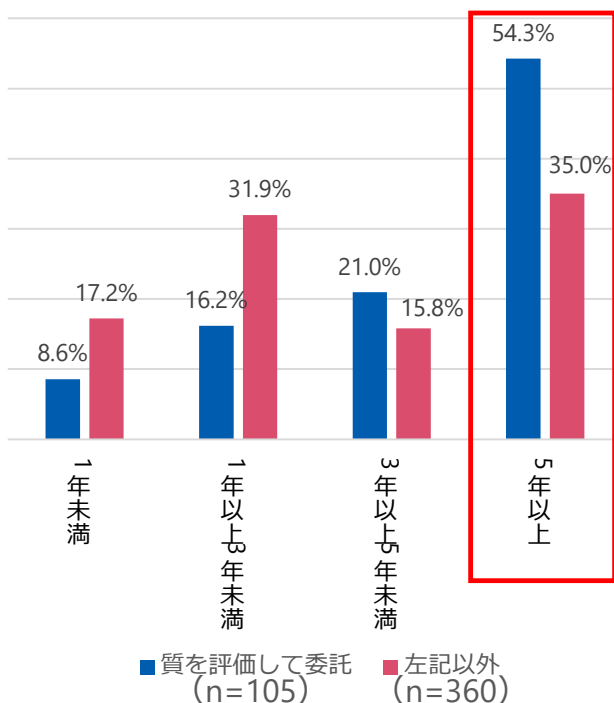
企画提案を考慮して調達している自治体の委託先の選定基準 (評価の内容) ※複数回答	割合
事業内容に関する実績・能力	96.9%
理念・基本方針、事業計画の策定	71.1%
組織の運営管理	70.1%
人材の確保・育成 (職員の教育・研修に関する計画、実施)	64.9%
職員の就業状況・処遇への配慮	26.8%
特になし	0.0%
その他	6.2%

委託先の選定別でみた支援員の配置状況

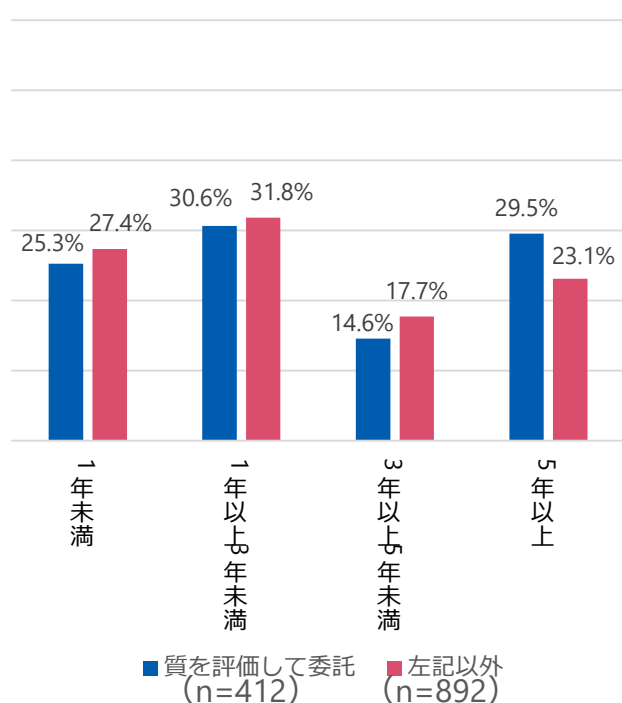
- 自立相談支援事業の委託にあたり、質の観点から企画提案を考慮して委託している場合の支援員の配置状況をみると、主任相談支援員では「5年以上」経験のある職員を配置している割合が高い。

委託先の選定別の支援員の配置

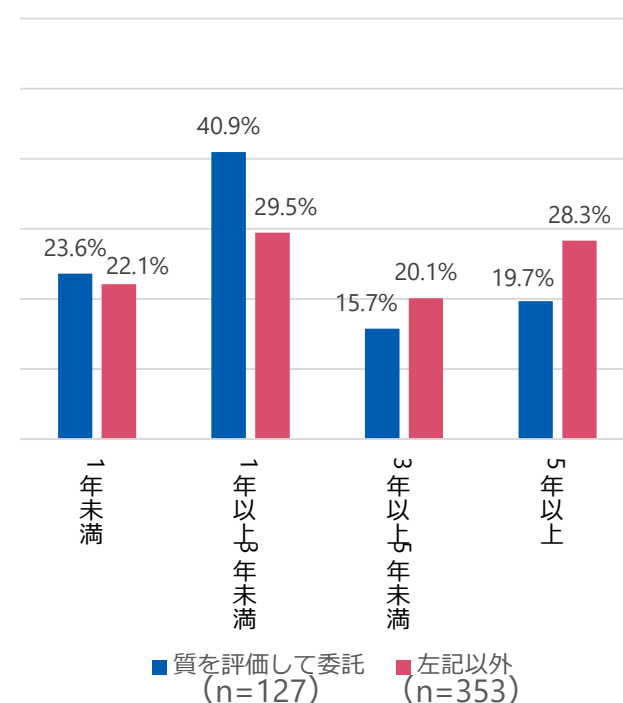
①主任相談支援員



②相談支援員



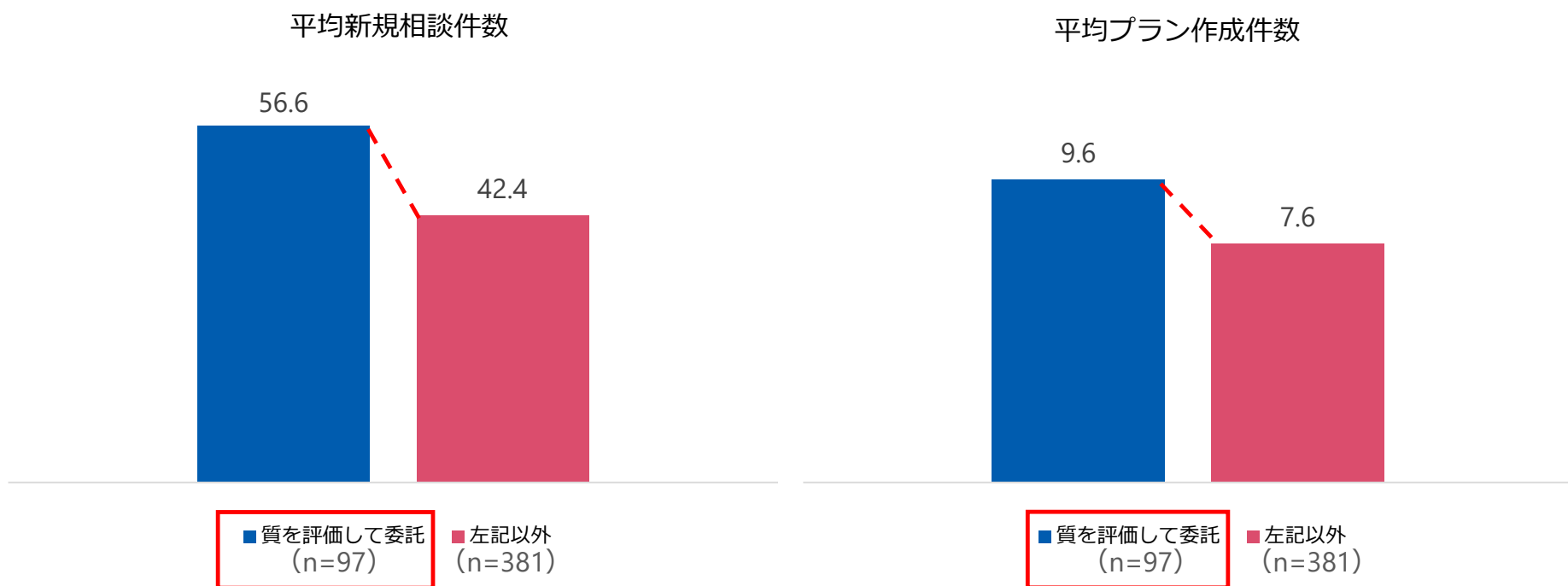
③就労支援員



委託先の選定別でみた相談支援の状況

- 自立相談支援事業の委託にあたり、質の観点から企画提案を考慮して委託している場合の相談支援状況を見ると、新規相談件数及びプラン作成件数のいずれも平均件数が多い。

委託先の選定別の人口10万人当たりの1か月の平均

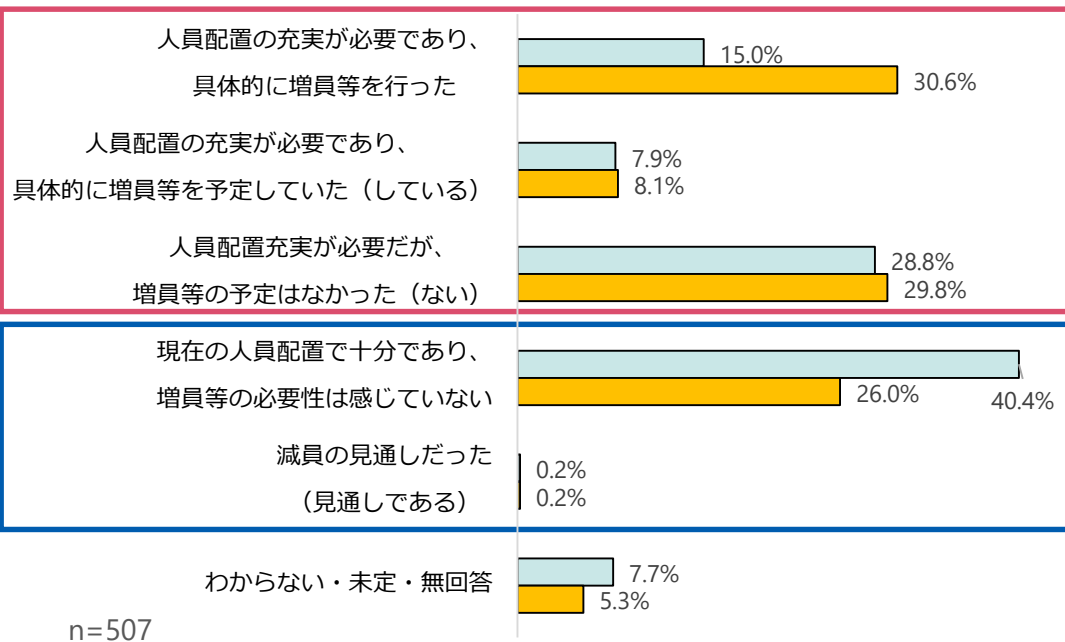


自立相談支援事業における法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の取組状況

- 平成30年法改正における生活困窮者に対する自立の支援を行うための適切な人員配置に関する努力義務の規定や、コロナ禍を踏まえた自治体の人員配置の取組状況について、法改正による影響よりもコロナ禍による影響を受けて支援員の増員等が行われている。
- 人員配置の充実が必要な理由では、「支援員の負担が過大となっている」割合が高い。

法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の状況

法改正やコロナ禍の影響を踏まえた人員配置の取組状況



□ ①法改正の努力義務を受けて ■ ②コロナ禍に伴う対応強化に向けて

①人員配置の充実が必要な理由

(n = 367。複数回答)

	①法改正の努力義務を受けて	②コロナ禍に伴う対応強化に向けて
対象者が多く、十分な個別支援ができていない	24.8%	49.3%
支援員の負担が過大となっている	46.0%	79.6%
支援員の研修・教育体制が不十分である	8.7%	11.7%
担当エリアが広い	6.0%	8.4%
経験・スキルを有する支援員の配置が難しい	25.9%	26.2%
出口となる社会資源開発（雇用先、協力企業、地域の居場所等）が進まない	16.6%	15.0%
職員を募集しても集まらない	9.5%	10.4%
その他	6.8%	4.1%

②人員配置の充実が必要ない理由

(n = 222。複数回答)

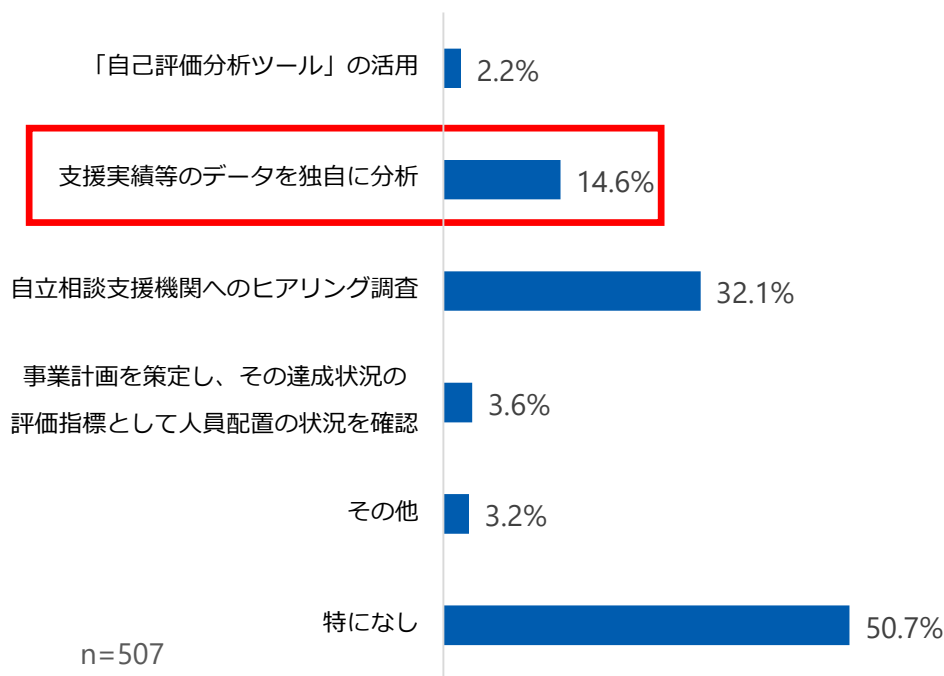
	①法改正の努力義務を受けて	②コロナ禍に伴う対応強化に向けて
現在の状況で対応することができているため	77.9%	51.8%
現在の状況で効果的な支援ができているため	16.7%	9.0%
支援対象者が少ないため	9.5%	11.7%
予算が不足しているため	3.2%	2.3%
その他	0.9%	0.9%

自立相談支援事業における適切な人員配置を行うための取組

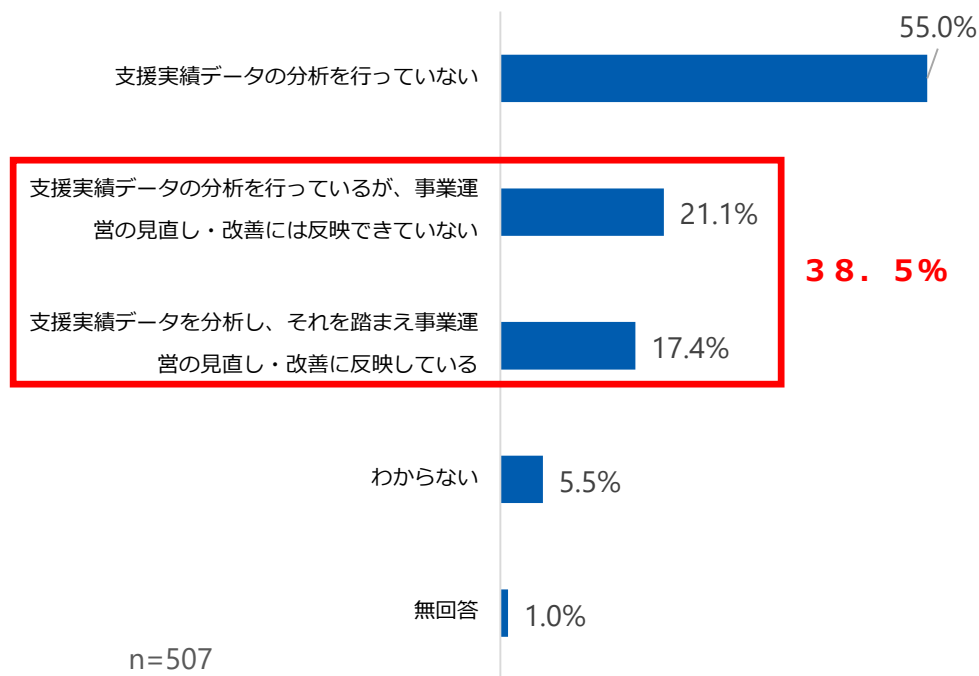
- 自立相談支援事業における人員配置の取組状況について、「自立相談支援機関へのヒアリング調査」が32.1%、「支援実績等のデータ独自に分析」が14.6%となっている。また、少ないながらも、事業計画を策定し、その達成状況を踏まえて確認している取組も見られている。
- 支援実績の分析状況について、分析を行っている割合は約4割となっており、そのうち、分析結果を活用し、事業運営の見直し・改善に反映している割合は17.4%となっている。

適切な人員配置の促進のための取組

適切な人員配置を行うための取組



支援実績の分析・評価



自立相談支援事業のあり方に関する検討の視点①

検討の視点① 多様なニーズに応じた支援への対応

現状・課題

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者への支援ニーズは増大し、非正規雇用の労働者やひとり親世帯などのほか、個人事業主やフリーランス、学生等の従来とは異なる支援層が顕在化している。
- こうした新たな支援層は、平時においては必ずしも公的な支援を必要としておらず、相談支援等を利用した経験がないことも多く、生活困窮者支援の現場では新たな関係性づくりや多様なニーズに応じた支援が課題となっている。
- こうした中、NPO法人や社会福祉法人等による独自の取組として、フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われており、こうした独自の取組と制度の中核である自立相談支援機関が連携しながら、多様なニーズに応じた支援が取り組まれている。

検討の視点

- コロナ禍において顕在化した従来とは異なる支援層に対し、自立相談支援機関は十分な対応が行うことができたか。また、こうした対応を行う中で見えた課題はどのようなものが考えられるか。
- ソーシャルワークを中心に支援を行う自立相談支援機関において、新たな関係性づくりや多様なニーズに応じた支援を行うために必要な機能はどのようなものが考えられるか。
- NPO法人や社会福祉法人等の民間団体を中心に連携して現物給付の対応が行われているが、連携にあたっての課題は何か。また、こうした連携を進めていく方策をどう考えるか。

自立相談支援事業のあり方に関する検討の視点②

検討の視点②：アウトリーチ機能の強化

現状・課題

- 支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、自立相談支援機関と関係機関との連携を推進しているところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉・雇用分野に留まらず、税、医療、年金等の他分野の関係機関との連携強化が図られている。
- 平成30年の制度見直しにおいては、支援会議の規定を盛り込み、支援会議の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を可能としたところ、その効果として、自治体の中には困窮が疑われるケースの早期発見や地域における支援体制の検討がしやすくなったとの意見もみられる一方、設置状況は約3割に留まっている。
- また、支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進んでいる。こうした取組を進めるにあたっては、地域住民の理解を得ることが重要となっている。

検討の視点

- 新型コロナウイルス感染症を背景とした支援ニーズの増大を受け、関係機関との連携は十分に進んでいるか。進んでいない場合はどのような課題が考えられるか。
- 支援につながっていない者の早期把握など一定の効果が見られている支援会議の取組を全国へどのように進めていくか。
- 居場所づくりの取組における課題は何か。また、地域住民の理解を得ながら、こうした取組を進めていく方策をどう考えるか。

自立相談支援事業のあり方に関する検討の視点③

検討の視点③ 人員体制の適切な確保

現状・課題

- 平成30年の制度見直しにおいて、自治体に対して、生活困窮者に対する自立の支援を行うための適切な人員配置に関する努力義務が規定されたところ、施行後の自治体の状況をみると、人員配置の充実を認識しつつも、スキルを有する支援員の配置が難しいなどを理由に、人員の確保に至っていない自治体が一定割合存在している。

こうした中、コロナ禍を契機に、自立相談支援事業の新規相談が増加し、人員配置の必要性がさらに高まっている。

- また、自立相談支援事業は、自治体の6割が委託によって運営されており、支援の質を担保するためには委託先の選定は重要である。

そのため、平成30年の制度見直しにおいて、自治体事務マニュアルを改訂し、委託先の選定に当たっては、価格のみならず、支援の質の維持や継続性、質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等を踏まえた評価を行うよう、留意事項を示したところ。

検討の視点

- 自治体が適切な人員配置を行うための課題はどのようなものが考えられるか。

また、人材の確保にあたり、不足する人材の業務の内容や必要な専門性など、具体的にどのような人材が求められているのか。

- 良質な事業者へ委託する観点から、委託事業者を判断する際の考慮すべき視点についてどのように考えるか。

また、良質な事業者へ委託するための更なる方策をどう考えるか。

- ※ 人員体制の適切な確保や良質な事業者への委託については、自立相談支援事業に限らず、制度全般的に共通する課題として考える必要がある。

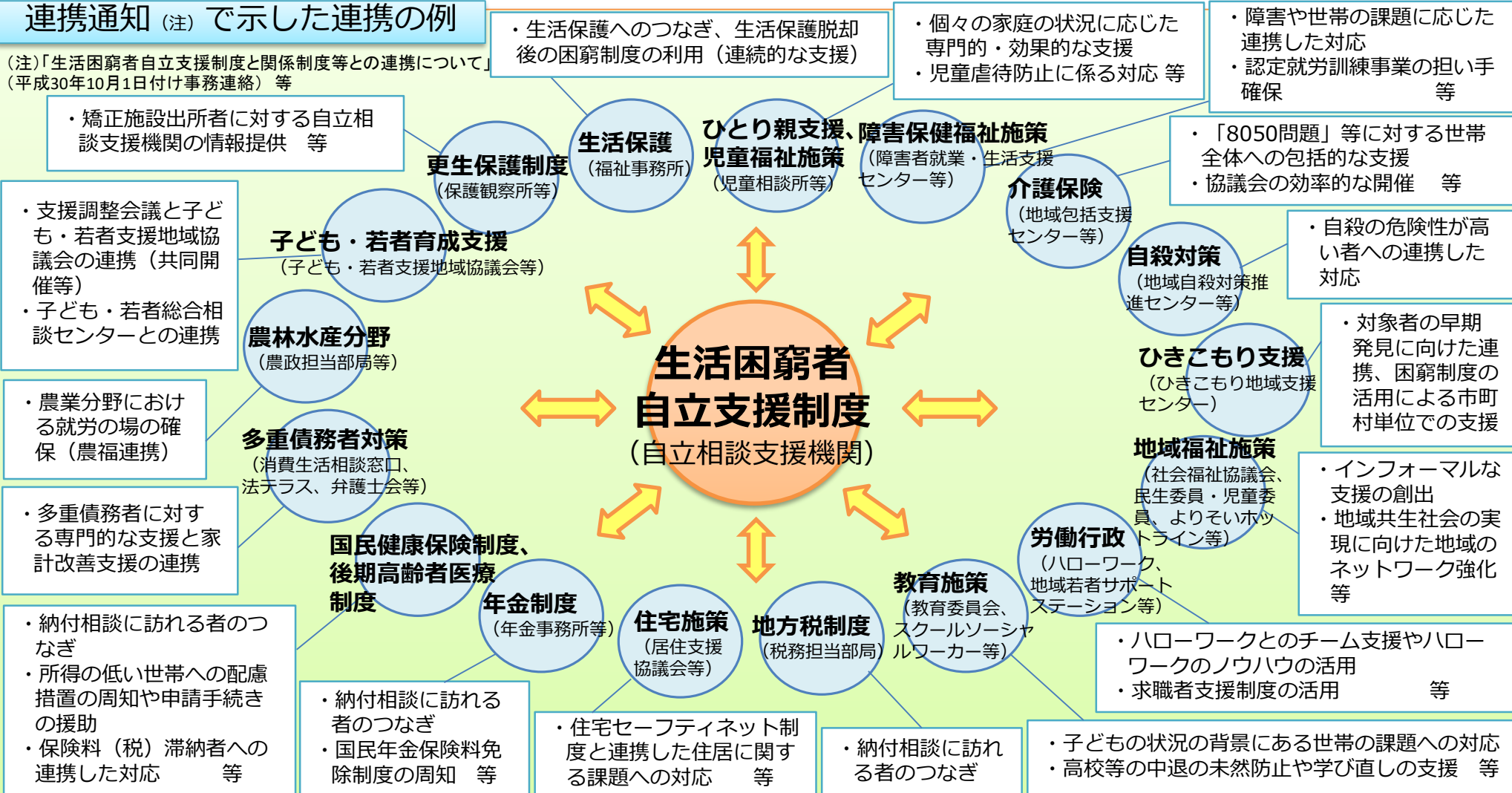
參考資料

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知(注)で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」(平成30年10月1日付け事務連絡)等

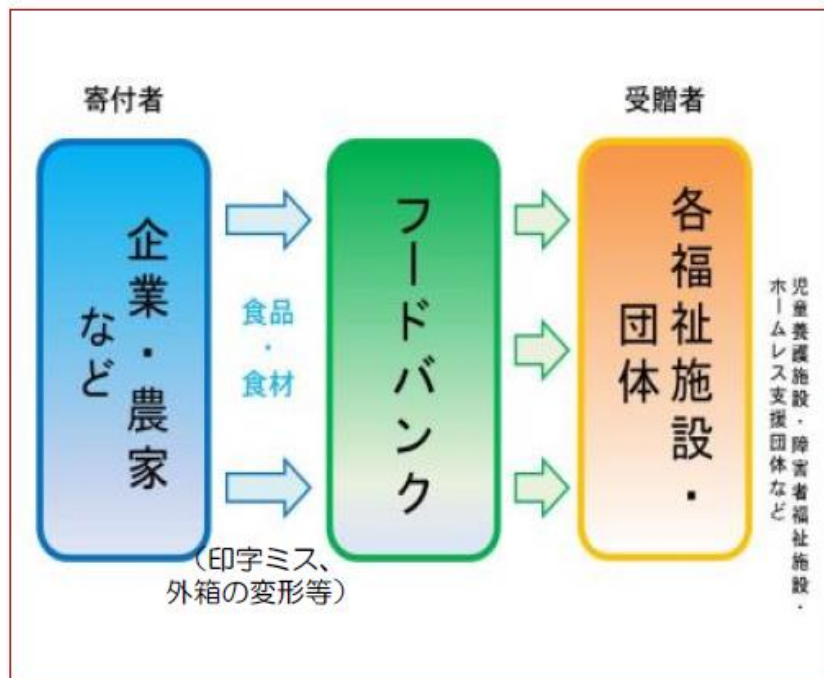


※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。34

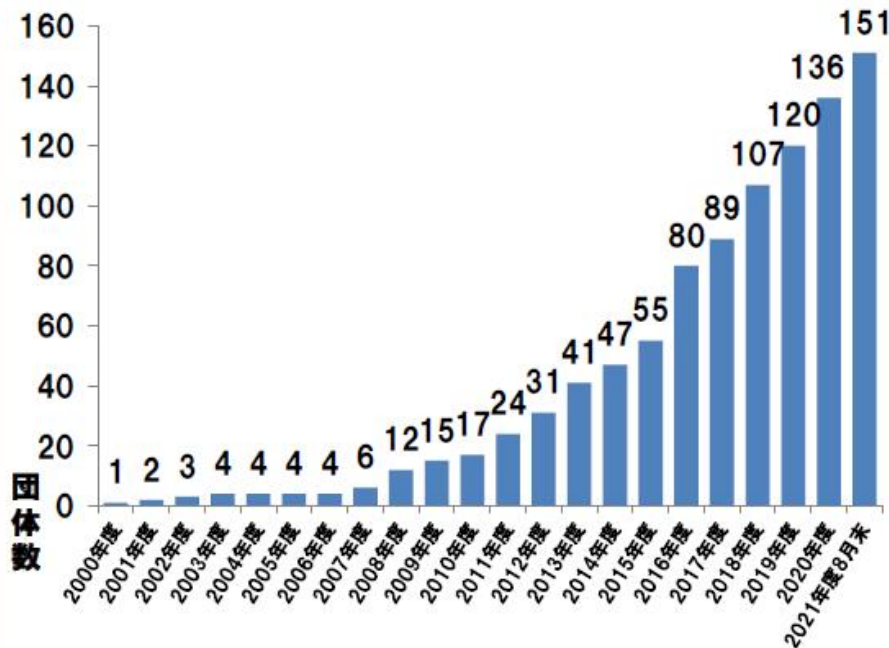
フードバンク活動とは

- ✓ 生産・流通・消費などの過程で発生する未利用食品を食品企業や農家などからの寄付を受けて、必要としている人や施設等に提供する取組。
- ✓ もともと米国で始まり、既に約50年の歴史があるが、我が国では、ようやく広がり始めたところ。
(日本では北海道から沖縄まで151団体が活動)

概要図



国内のフードバンク団体数



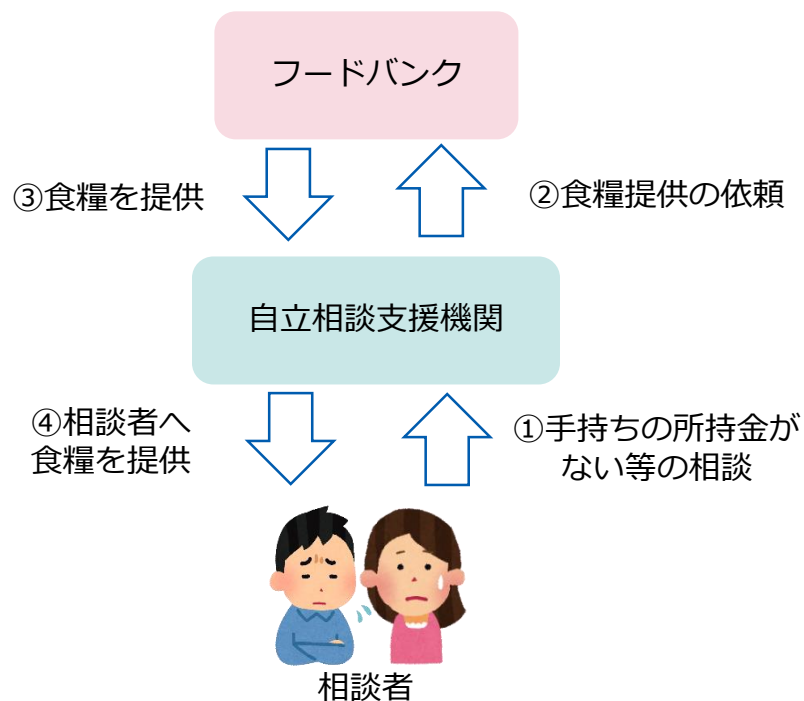
資料：公益財団法人流通経済研究所「国内フードバンクの活動実態把握調査」（令和元年度調査）等

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

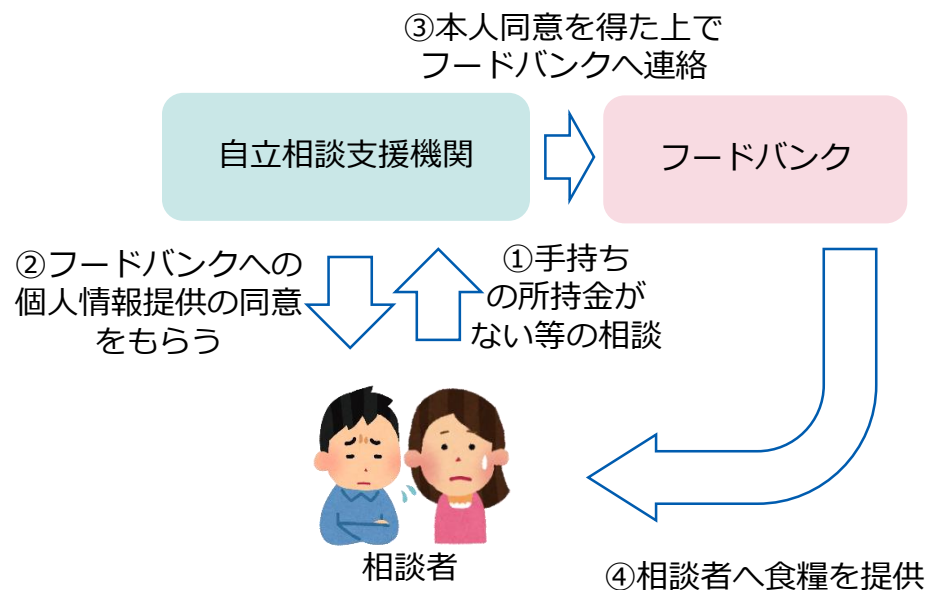
- 自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例をみると、フードバンクから自立相談支援機関につながるほか、自立相談支援機関が窓口となって食糧提供を行ったり、フードバンクにつないで食糧提供が行われている例が見られている。

自立相談支援機関とフードバンクとの連携の具体的事例

フードバンクと連携して直接自立相談支援機関が食糧を提供する場合



自立相談支援機関がフードバンクにつなぐ場合



社会福祉法人の責務となっている「地域における公益的な取組」の実践事例

- 「地域における公益的な取組」の実践に当たっては、地域の福祉ニーズを積極的に把握しつつ、地域の多様な社会資源と連携し、これらとの役割分担を図りながら取り組むことが重要であるとともに、自らの取組の実施状況を検証し、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要。

コロナ禍における食事の提供支援

- コロナ禍において地域の小さな子どもがいる家庭や高齢者の負担軽減のため、夕食支援のお弁当を販売。（東京都内の事例）



【ポイント】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、元々実施していた地域交流カフェを休業。代替として、買い物による長時間の外出や食事づくりの負担軽減を目的として、夕食支援のお弁当を販売。

複数法人の連携による生活困窮者の自立支援

- 雇用情勢の悪化による生活困窮者に対し、相談支援等を実施。（大阪府内の事例）



【ポイント】

複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。

認知症改善塾の実施

- 認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のためのノウハウを伝達。（札幌市内の事例）



【ポイント】

認知症の家族を抱える地域住民を対象に、認知症の症状の改善等のノウハウを伝達する塾を開講するとともに、家族に対するピアサポートを実施。

地域住民との協働による見守り支援ネットワーク活動

- 民生委員や地域住民からなる「在宅介護支援連絡員」を組織化し、高齢者からの様々な相談に応じるとともに、地域交流サロンの運営等を実施。（石川県内の事例）



【ポイント】

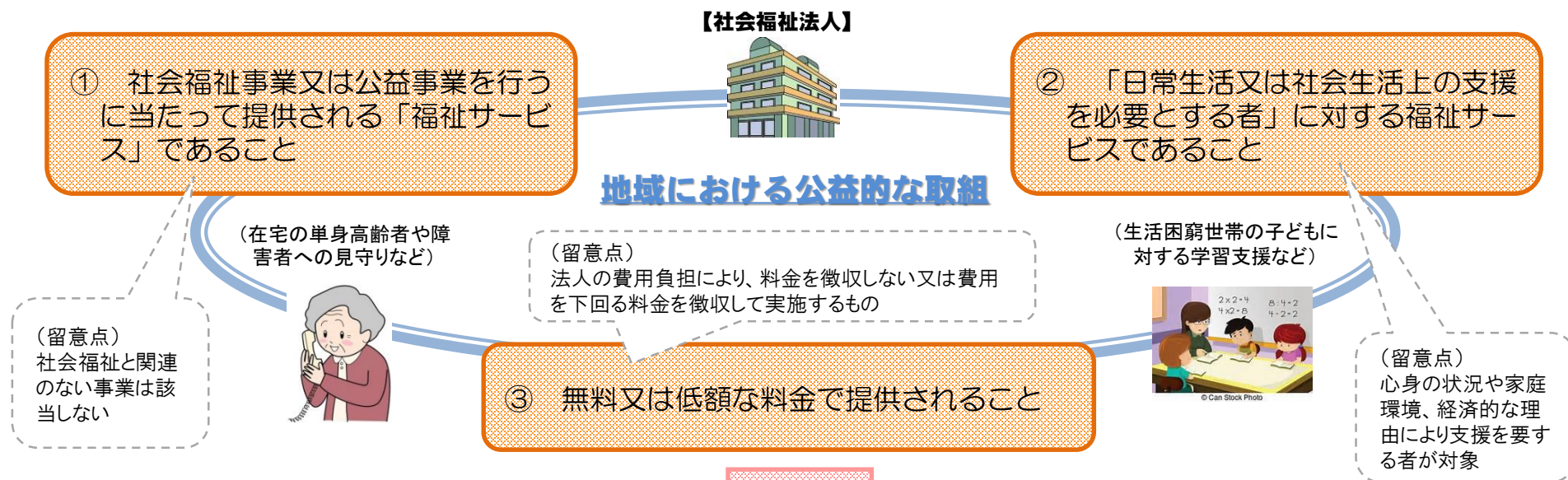
連絡員を通じて、地域の高齢者のきめ細かなニーズ把握を行い、支援が必要な場合には、法人の専門サービスにつなぐとともに、地域のネットワークを強化。

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施に係る責務について

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない。



- **社会福祉法人の地域社会への貢献**
⇒ **各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進**

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

生活困窮者自立支援の機能強化

令和2年度 第三次補正予算

【要旨】

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（140億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方への支援の強化が課題となっている。
- これまで、第2次補正予算による自立相談支援員の加配等を進めてきたところ、引き続き、自立相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題や実情を踏まえた家計改善支援の人員体制の強化、就労準備支援や子どもの学習・生活支援事業のICT化、住まい支援の強化等を進めることにより、出口支援まで一体的に生活困窮者自立支援制度の機能強化を促進する。

事業実施主体

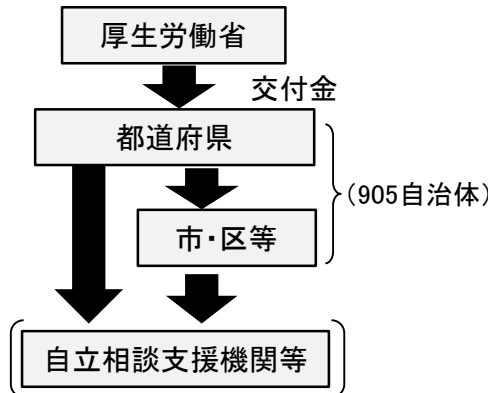
都道府県・市・区等
(福祉事務所設置自治体、
905自治体)

事業内容

各自治体において、次の内容など、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を行う。

- ① 自立相談支援員の加配や、電話・メール・SNSなどを活用による等による自立相談支援体制の強化
- ② 生活困窮者が新型コロナウイルス感染症対策である各施策の相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置や、補助者に対する職場内訓練等を通じた人材育成
- ③ 住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用など、円滑な事務処理体制の強化
- ④ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑤ 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化
- ⑥ 自治体の商工部門等と連携した就労支援
- ⑦ 就労準備支援事業等において、オンライン等で実施する支援メニューの開発支援、機器整備。また、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化
- ⑧ 市区等の地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化
- ⑨ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑩ 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困窮者と関係機関(学校、子ども食堂、庁内教育・住宅部局、不動産関連会社、居住支援法人等)のコーディネイト機能を担う職員の加配による支援の強化
- ⑪ 不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化
- ⑫ 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化
- ⑬ 一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制整備への支援強化
- ⑭ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

補助の流れ



補助率

国 3/4

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部局で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子どもの学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化

(3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）

- ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立ち上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付

(2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化

- ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
- ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化

(3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

(4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※ 等）

前回改正事項①

1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につなげていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

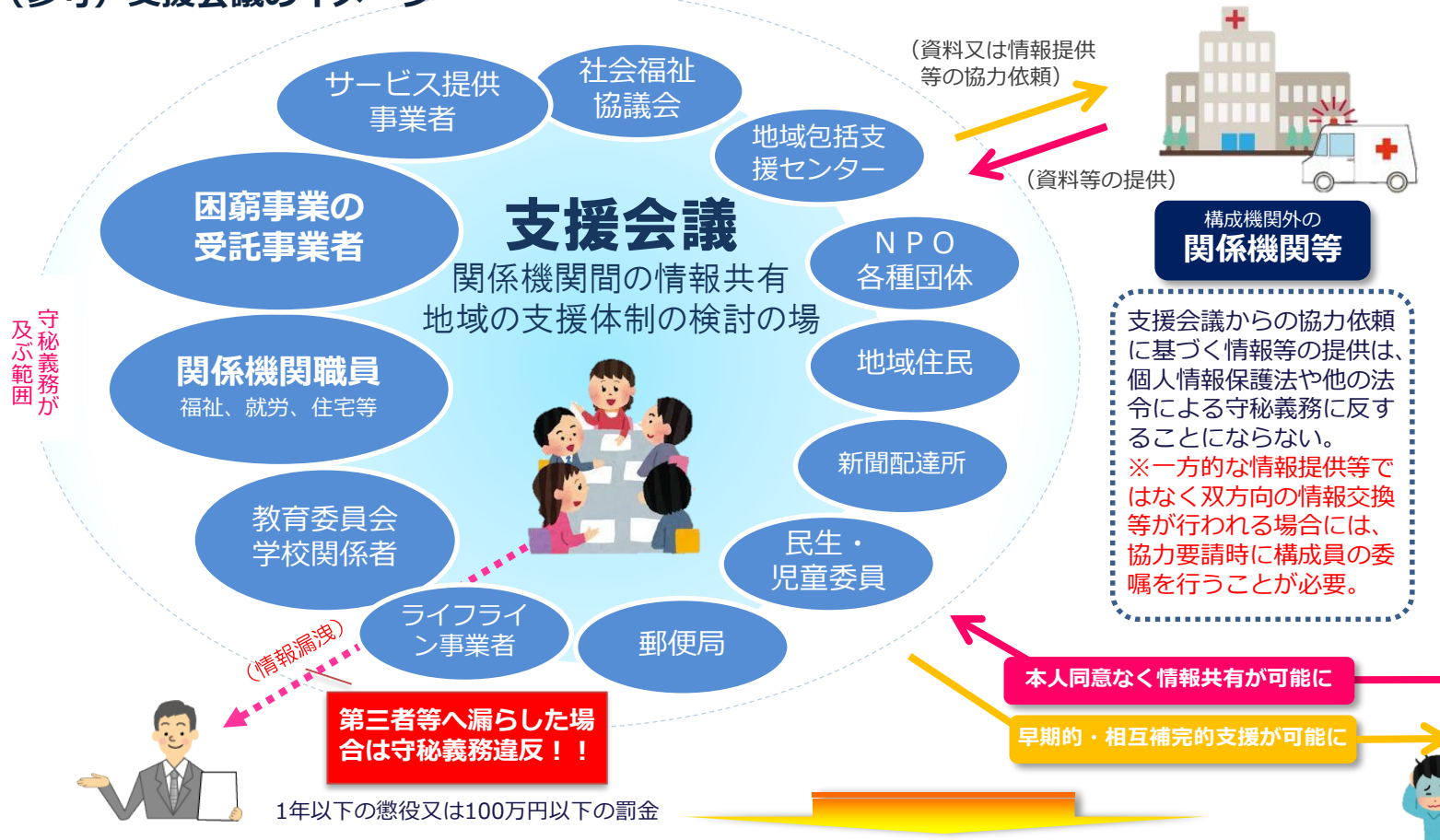
会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

生活困窮者自立支援法に基づく支援会議の概要

平成30年10月～

- これまでの生活困窮者に対する支援については、関係者間での会議体が法定されていないことから**情報共有が進まず、深刻な困窮の状態を見逃してしまったり、予防的な措置を取ることが困難であったりすることが問題視**されてきた。
- このため、改正法では『支援会議』を法定し、**会議体の構成員に対して守秘義務を設け、構成員同士が安心して生活困窮者に関する情報の共有等を行うことを可能とする**ことにより、**地域において関係機関等がそれぞれ把握している困窮が疑われるような個々の事案の情報の共有**や**地域における必要な支援体制の検討を円滑にする仕組み**を新設。

(参考) 支援会議のイメージ



支援会議で取扱う主な事例

- ◆ 本人の同意が得られないために支援調整会議で共有を図ることができず、**支援に当たって連携すべき庁内の関係部局・関係機関との間で情報の共有や連携を図ることができない事案**
- ◆ 同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われているが、それが**世帯全体の課題として、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者間で把握・共有されていない事案**
- ◆ より適切な支援を行うために、他の関係機関・関係者と情報を共有しておく必要があると考えられる事案

関係機関の狭間で適切な支援が行われなかったといった事例の発生を防止するとともに、**深刻な困窮状態にある世帯など支援を必要とする人を早期に把握し、確実に相談支援につなげる重要な一手法となることを期待**

生活困窮者自立支援法の各事業の委託について

- 生活困窮者自立支援制度における事業の委託については、社会保障審議会の平成29年報告書において、以下の指摘があった。
 - ・ 「施行後3年と間もない状況において、その着実な実施・浸透を図っていくためには、**事業における支援の質や、積み上げてきた信頼関係の継続性の確保**や、**質の高い支援を行うことができる従事者の育成・確保が重要**である」こと
 - ・ 「事業における支援の質や継続性等の観点から、マニュアルの改正などにより、自治体に対して、**その委託に当たったの留意点等を示すべき**である」こと
- この報告書の内容も踏まえ、平成30年3月に開催した全国主管課長会議の場を通じて、以下のとおり委託先選定に当たったの留意点を都道府県等に対して周知するとともに、自治体事務マニュアル通知を改正する。

委託先の選定に当たったの留意点

- ・ 委託先の選定等に当たっては、事業の質の維持の観点から、**これまでの事業の評価結果を踏まえたものであること**
- ・ **事業の内容に着目した選定が望ましいこと**
- ・ **事業を利用する方の視点も踏まえた選定が望ましいこと**
- ・ 自治体の契約のルールも踏まえつつ、**事業の継続性の観点にも留意すること**
- ・ 制度施行後3年目と間もない期間の中で、**従事者の質的・量的確保を配慮した視点も重要であること**
- ・ 委託先の選定に当たっては、事業の内容を中心とした総合的な評価を行うことが事業の質の維持等の観点から適切であり、**価格のみの評価を行うことはその観点から必ずしも適切ではないこと**

こうした留意点の徹底により、生活困窮者自立支援制度の各事業における**支援の質の維持と継続性、委託事業における質の高い支援を行うことができる職員の安定的確保等**を図る。

自立相談支援事業の体制について

○ 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。

※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務のマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン（職員の育成） ○高度な相談支援（支援困難事例への対応等） ○地域への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援全般 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当者制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等